土砂災害警戒区域の指定のお知らせ（いの町川内小学校区：３／１０）

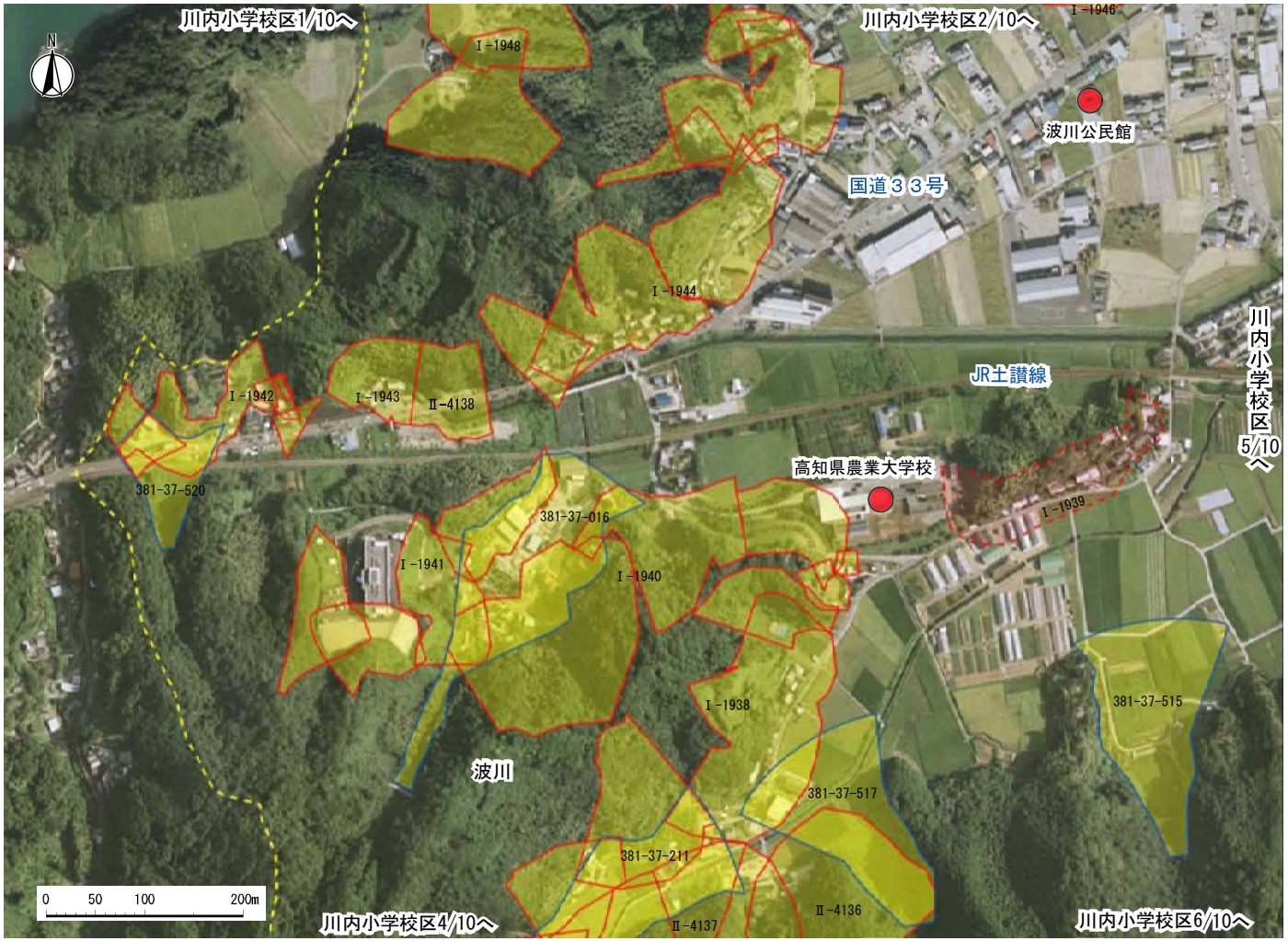

○高知県では 平成23年7月 に吾川郡いの町（旧伊野町）の一部において、「土砂災害防止法」※1に基づき、「土砂災害警戒区域」の指定を行いました。（赤色点線箇所Ⅰ-1939はバイパス整備後に調査予定です。）
住民の皆様に、この「土砂災害警戒区域」の指定についてご理解いただくとともに、土砂災害に関する知識を深め、早めの避難に役立てていただくために、このチラシを作成しお配りしています。

○「土砂災害防止法」は、土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を推進しようとするものです。

○区域の指定には「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」があります。（右の絵をご覧ください。）
①「土砂災害警戒区域」とは、がけ崩れや土石流等が発生した時に、土砂災害のおそれがある区域をいいます。
②「土砂災害特別警戒区域」とは、①の「土砂災害警戒区域」の中で、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域をいいます。

※②の「土砂災害特別警戒区域」については、今後の調査・指定となります。

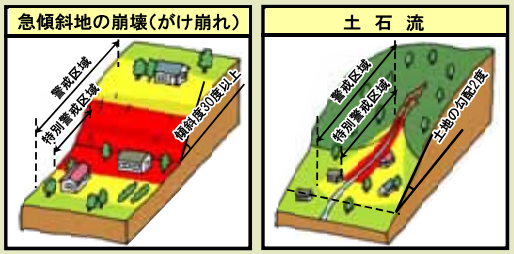

※1土砂災害防止法：正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成13年4月施行）

記号	項　目	備考
	土砂災害警戒区域（数字は指定地の通し番号です）	急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
		土石流
	土砂災害危険箇所	地すべり危険箇所

※避難場所は、あらかじめ確認しておきますといざというときに早く行動できますので、家族で話し合っておくなどしましょう。
※土砂災害は、この指定した区域以外でも発生する可能性があります。山際や谷筋にお住まいの方は、大雨の時には土砂災害への注意をお願いいたします。

土砂災害を知ろう

土砂災害には次の3種類があります。

○急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）
雨水によりゆるんだ斜面（傾斜度30度以上、高さ5m以上）が突然崩れ落ちるものです。
○土石流
雨水により山や谷筋の土、石、木などが水と一緒になって一気に流れ落ちてくるものです。
○地すべり
雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくり動きだすものです。

早めの避難が一番

土砂災害はひとたび発生すると、大きな力でおそってくるため、多大な被害をもたらします。人の命を奪うこともあります。
また、「いつ」「どこで」発生するかを予測することは難しく、土砂災害から身を守るためには早めの避難が大切です。

雨量情報に注意しましょう。

土砂災害の多くは、雨が原因で発生します。
○1時間の雨量が20ミリ以上の大きな雨
○降り始めてからの雨量が100ミリ以上の雨
となる場合は、特に注意が必要です。

土砂災害の前ぶれに注意しましょう。

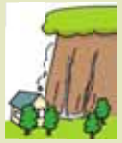

○斜面から水がわきでる。
○小石がパラパラ落ちてくる。
○流水がにごり、木などが流れてくる。
○山鳴り・地鳴りがする。

○雨が降っているのに水位が下がる。…などがあります。
このような現象がみられるときは、すぐに避難が必要です！

土砂災害警戒情報に注意しましょう。

○高知県と気象台では、大雨により土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、「土砂災害警戒情報」を発表しています。
○「土砂災害警戒情報」はテレビ・ラジオや市町村などを通じて、住民の皆様にお知らせされるとともに、気象庁のホームページでも確認できますので、この情報　に十分注意していただきますようお願いします。

大雨時には、これらの情報や周辺の状況に十分な注意をしてください。
また、大雨時や夜間の避難は危険を伴いますので土砂災害の恐れを感じた時は、早めの避難を心がけるようにしてください。

問い合わせ先
■高知県土木部防災砂防課 TEL:088-823-9845
■高知県中央西土木事務所 TEL:088-893-2111
■いの町役場総務課 TEL:088-893-1113

平成23年7月作成